

# 一般社団法人日本超音波検査学会倫理委員会規約

2025年6月13日制定

## はじめに

一般社団法人日本超音波検査学会(以下、「本学会」という)は、超音波検査学に関する学理および応用の研究について、ヘルシンキ宣言、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日制定)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、あるいは公表されている医学研究に係る倫理指針等の遵守とともに、会員に対し以下に定める規約の遵守を求める。

## (設置)

第1条 本学会に定款第4条の規定に基づき、一般社団法人日本超音波検査学会倫理委員会(以下「本委員会」という)を置く。

## (目的)

第2条 本委員会は、本学会の様々な活動における倫理的諸問題に対して、その倫理性を判断し、助言を与える。委員会は、前項の目的を達成するため、次の事項について審議するものとする。

- ・超音波検査医学の研究、教育、情報、安全に関する倫理的問題
- ・その他、理事会・委員会が必要と認めた事項

## (委員会の構成)

1 委員長及び委員は、理事長が理事会に諮って委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の構成は、本会会員の他に非会員である有識者を加えることができる。

## (会議)

委員長は必要に応じて委員を招集し、委員会を開催する。

委員会の開催は、委任も含め委員の過半数の出席を必要とする。

委員会の議長は委員長とする。委員長が出席できない場合は、副委員長を議長とする。

議事は出席議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

委員長は、審議について必要ある場合は、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

#### (研究活動及び情報発信における不正行為)

臨床・研究・教育活動において、社会に発信される情報が科学的・社会的に適正であることは、本学会として重要である。特に研究活動における不正行為や臨床・教育活動に関する不適切な情報発信は、超音波検査に対する社会的な信頼を揺るがし、その発展を妨げるものであり、看過できない。

本規約では研究・教育活動における以下の不正行為を禁止する。

- (1) 故意によるものでないことが根拠を持って明らかにされたものを除き、ねつ造、改ざん及び盗用されたデータや研究結果を発表する。
- (2) 適切な手続きを経ずに、既に発表した研究成果を重複して発表する。
- (3) 臨床・教育活動に関して、科学的あるいは社会的な客観的事実と相違する内容を、社会に向けて発信する。

#### (規約違反者について)

##### 1. 規約違反者への措置

本学会の倫理委員会は、本規約に違反する行為に関して審議する権限を有し、その審議の結果を理事会に答申する。理事会はその答申に基づいて審議し、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その遵守不履行の程度および規約違反者の職責に応じ措置を取ることができる。

##### 2. 不服の申立て

前項の措置を受けた者は、本学会に対して不服申立てをすることができる。本学会が不服を受理したときは、これを臨時審査委員会に付議する。

##### 3. 臨時審査委員会

臨時審査委員会は倫理委員会の委員以外の会員から事案ごとに理事長が指名した委員をもって構成される。臨時審査委員会は、措置が適正であったか否かの再審理を行い、その結果を理事会に答申する。理事会は審理の結果について協議を行い、その結果を被措置者に通知する。被措置者に通知がなされた時点をもって同事案の臨時審査委員会はその任務を終了する。

#### (施行日および改正方法)

本規約は、本学会の倫理委員会において見直しを行い、理事会の決議を経て改正することができる。

#### 附則

この規約は、2025年6月13日から施行する。

倫理審査書類一式

様式 1 倫理審査結果答申書

様式 2 倫理審査結果通知書

様式 3 倫理審査結果・異議申し立て書

倫理審査手順書